

平成31年2月13日

飯山市長 足立正則様

飯山市国民健康保険運営協議会  
会長 池田澄子

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

平成31年1月28日付市環第266号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額を踏まえ慎重に審議を行った結果を次のとおり答申いたします。

#### 記

#### 1 納付金額確保のための保険税課税率等の適正化

長野県から示された国民健康保険事業費の納付金額は、保険税を基準とした換算数値で飯山市の現行の保険税額を上回っており、納付金額確保に当たり飯山市国民健康保険基金の活用を含め、7,800万円程度の増額改定が望ましいこと。なお、保険税課税率等の増額改定に当たり次の点に留意されたい。

- (1) 当市の保険税の応能56：応益44の割合を、概ね10年で県が示す標準的な割合として応能：応益割合（49：51）を目指し取り組むこと。
- (2) 応益分に係る均等割（個人割）と平等割（世帯割）の配分割合に当たっては、県の標準保険料率算定に係る数値等を用い、どちらかに偏ることのないよう配慮のこと。

#### 2 県が目指す保険税率統一に向けての資産割の段階的引下げ・解消

県から標準的な保険料として3方式（所得割、均等割、平等割）が示されており、当市は資産割を含めた4方式であることから、県内保険率統一に向けて資産割の段階的引下げ・解消が必要となります。県では中長期的に統一を目指すことから概ね10年を目途に資産割の段階的引下げ・解消を図られたい。

#### 3 保険税課税率等の改定の時期について

県が示す納付金額が平成31年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定期間は平成31年4月1日とされたい。

#### 4 付記

上記1、2及び3より、改定後の医療保険分、後期高齢者分、介護保険分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。